

令和2年定例第1回市議会会議録(第4日)

令和2年3月19日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	瀬口	健
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥	蘭由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	荒巻	隆伸

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	総務課長	椛嶋晋治
副市長	宮寄敬介	財政課長	木村勝幸
教育長	待鳥博人	財政課長補佐兼財政係長	大坪康春
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	木村加代子
総務部長	西山俊英	健康づくり課長	田中聡美
保健福祉部長	松尾博	環境衛生課長	松尾和久
市民部長兼市民課長	築地原良太	農林水産課長	宮崎眞一
環境経済部長	坂田良二	商工観光課長	岡俊幸
建設都市部長	富重巧齐	上下水道課長	甲斐田裕士
教育部長	野田圭一郎	学校教育課長	藤吉裕治
消防長	北嶋俊治		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 みやま市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第3号 みやま市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第4号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第5号 みやま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (7) 議案第7号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第8号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第9号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第10号 法令の改正に伴う関係条例の規定の整理に関する条例の制定について
- (11) 議案第11号 みやま市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第12号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第13号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第14号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の制定について
- (15) 議案第15号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について
- (16) 議案第16号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第17号 みやま市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第18号 みやま市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について

- (19) 議案第19号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第20号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第21号 みやま市葬斎場条例を廃止する条例の制定について
- (22) 議案第22号 みやま市道路線の廃止について
- (23) 議案第23号 みやま市道路線の認定について
- (24) 議案第28号 令和2年度みやま市一般会計予算
- (25) 議案第29号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (26) 議案第30号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (27) 議案第31号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (28) 議案第32号 令和2年度みやま市用地特別会計予算
- (29) 議案第33号 令和2年度みやま市上水道事業会計予算
- (30) 議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算
- (31) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時31分 開議

○議長（荒巻隆伸君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

ただいまから日程に入っていきますが、ここで暫時休憩をさせていただきます。よろしくお願ひします。

午前9時31分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

ここで、松嶋市長のほうから発言取消しの申出がっておりますので、発言をここで許します。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私の発言のうち、次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう申し出ます。
取り消したい発言、「—————〔発 言 取 消〕—————」の文言で
ございます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

ただいま松嶋市長のほうから発言取消しの申出がありました。許可することよろしい
でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第1号

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、日程第1．議案第1号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい
てを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
吉原総務常任委員会委員長、よろしくお願いいたします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員会委員長報告をいたします。

当委員会は、3月12日、関係部課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において付託さ
れた案件について、委員全員出席のもと、付託された案件について委員会を開催いたしまし
た。

議案第1号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会に
おける審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

今回の改正により、これまで印鑑登録ができないとされていた成年被後見人について、法
定代理人が同行して、本人の申請があれば、その申請を受け付けることができるようになります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第1号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第2 議案第2号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第2．議案第2号 みやま市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第2号 みやま市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、行政組織所掌事務の見直しに伴い、これまで企画振興課で所管しておりました空家等対策に関する業務を都市計画課へ移管するため、条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第2号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号 みやま市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第3．議案第3号 みやま市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第3号 みやま市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、コミュニティバスと市総合保健福祉センターのセット券を発行するため、条例を

改正するものです。

このセット券の発行の対象となるのは、市内に住む65歳以上の高齢者及び障がい者の方とし、金額はバスとセンターのセット券を20枚つづり 2千円で発行されます。利用者の負担を半額に抑えることで、より利用しやすいものとなることが期待されます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第3号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第4. 議案第4号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、特別職非常勤職員の任用が厳格化されたことから、市の附属機関を整理されたものです。

改正の主な内容は、市が設置する委員会等のうち、13の委員会を追加し、1委員会を削除するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第4号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第 5. 議案第 5 号 みやま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
吉原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第 5 号 みやま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、下水道事業の公営企業化及び任期付職員制度の導入に伴い、職員定数を見直すものです。

改正の主な内容は、下水道関連職員数を市長部局から公営企業部局へ異動し、市長部局に 1 名、教育委員会の事務部局に 4 名の任期付職員を採用することにより、職員数を 380 名から 385 名に増員するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第 5 号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 5 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第 5 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第6. 議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関連する13の条例の改正及び廃止を行うものです。

改正の主な内容としては、従前の嘱託職員の規定の改正や、新たに会計年度任用職員とされたことにより生じた規定の改正などについて、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第6号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第7. 議案第7号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第7号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、会計年度任用職員制度の導入による所要の改正及び育児休業に関する規定について改正を行うものです。

改正の主な内容は、みやま市職員の育児休業等に関する条例では、職員の育児時間や育児休業等について規定を定めるものです。

また、みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、育児短時間勤務取得者に対する勤務時間などについて定めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第7号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よつて、議案第7号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第8．議案第8号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第8号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、地方公務員法改正に伴い特別職が厳格化されたことから、職や附属機関の見直し

を行い、報酬額を定めるものです。

また、国政選挙等の期日前投票所における選挙管理者等の従事者について、交代制を実施することができるように改正されています。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第8号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第9. 議案第9号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第9号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、令和2年度から採用予定の防災専門職員を任期付職員として採用することから、その給与を定めることや消防職員の特殊勤務手当に関し、必要な改正を行うものです。

また、会計年度任用職員制度の導入や地方公務員の育児休業に関する法律の公布に関連しても、所要の改正がされています。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第9号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第10. 議案第10号 法令の改正に伴う関係条例の規定の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第10号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第10号 法令の改正に伴う関係条例の規定の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第11. 議案第11号 みやま市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第11号 みやま市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、下水道事業会計の地方公営企業法適用等に伴い、特別会計を整理する必要がある

ため、条例を改正するものです。

この改正により、公共下水道事業・農業集落排水事業・生活排水処理事業及び温泉施設の各特別会計が削除されます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第11号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 みやま市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第12. 議案第12号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第12号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、国民健康保険の給付費等に基づいて算定した国民健康保険税の必要額を課すため、条例を改正するものです。

今回の改正により、税額が上がり、国民健康保険加入世帯の負担が大きくなることが予想されるため、この改正に至る国、県の制度改正の内容について、詳しく質疑を行い、審議をしました。その結果、今回の条例改正は、基金を一部取崩し補填した上での改正であり、今後も医療費は増加の傾向にあるため、やむを得ないものと判断いたしました。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第12号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第12号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第13 議案第13号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第13. 議案第13号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第13号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、手数料の根拠法令を整理するために条例を改正するものです。

主な改正の内容は、住民票の除票及び戸籍の附票の除票を手数料1通当たり200円として追記するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第13号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第13号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第14. 議案第14号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

改めましておはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第14号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月16日に、野田教育部長、藤吉学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、一般職の任用期限付職員の採用に関する条例の規定に基づき、令和2年度より任期を定めて採用する教育職員の給与等に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

現在、市内の中学校において少人数学級を推進するために任用している教育職員は、教員免許を取得し、専門的な知識、経験、または優れた見識を一定期間活用して遂行する業務を行うことから、本庁の一般職職員の採用に関する条例に基づく任期付職員での採用となりますが、県の教育職との均衡を図るため、通常の任期付職員とは別に給与条例を定めるものです。

条例の主な内容は、給与の種類、給料表、教職調整額、各種手当等を定めたものとなっております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第14号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よつて、議案第14号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第15. 議案第15号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第15号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月16日に、野田教育部長、藤吉学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、瀬高小学校の開校に伴い本郷小学校が閉校になることから、利用に供する学校施設の一部を変更する必要があるため、条例を改正するものです。

具体的には、別表に掲げる屋内施設から本郷小学校教室・ランチルームの項目を削除する

ものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第15号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第15号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第16. 議案第16号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第16号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月16日に、野田教育部長、山田社会教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、瀬高小学校の開校に伴う本郷小学校、上庄小学校の閉校により、利用に供する学校施設設備の一部を変更する必要があるため、条例を改正するものです。

具体的には、閉校となる本郷小学校と上庄小学校の体育館、運動場について、地域住民のスポーツ及びレクリエーションの場として有効活用を図るため、第2条の表に追加するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第16号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第16号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第16号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第17 議案第17号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第17. 議案第17号 みやま市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第17号 みやま市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月16日に、松尾保健福祉部長、木村福祉事務所長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、さきの議案第3号で提案がありましたコミュニティバス運行条例の改正との関連で、高齢者及び障がい者の利用に限定した、市総合保健福祉センターと市が運行するコミュニティバスとのセット券を発行するため、条例を改正するものです。

具体的には、総合保健福祉センターの一般利用料1回分とコミュニティバス使用料2回分をセットにした券を販売し、市内に住所を有する65歳以上の高齢者及び障がい者の総合保健福祉センター利用について促進を図るものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第17号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第17号は委員長の報告のとおり決定する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第17号 みやま市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第18. 議案第18号 みやま市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第18号 みやま市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、人権三法と言われる部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消に関する法律及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が制定されたことを踏まえ、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、法の趣旨を明確にするために、条例名の「あらゆる差別」という文言の前に「部落差別をはじめとする」を加え、条文中に法律で定める地方公共団体の責務を追加するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第18号の討論については、ただいまのところ通告があつて

おりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 みやま市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は11時に再開したいと思います。よろしく願います。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

日程第19 議案第19号

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、日程第19. 議案第19号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

改めまして、こんにちは。産業建設常任委員会委員長報告を行います。

議案第19号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、坂田環境経済部長、松尾環境衛生課長及び関係係長などに出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本件は、バイオマスセンターの稼働に伴い、飯江川衛生センターへのし尿及び浄化槽汚泥の処理業務が終了したため、条例を改正するものです。

飯江川衛生センターにつきましては、し尿及び浄化槽汚泥の搬入が平成31年3月に終了し、令和元年12月をもって受入槽から放流槽までの清掃作業を完了しております。このことから、し尿及び浄化槽汚泥の処理がバイオマスセンターへ移行するため、廃棄物処理施設の名称及び位置を変更するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第19号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第19号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第20 議案第20号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第20. 議案第20号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第20号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、坂田環境経済部長、松尾環境衛生課長及び関係係長などに出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本件は、バイオマスセンター内の研修施設の利便性の向上及び利用者の増加を目的として利用料、開業時間などの見直しを行うため、条例を改正するものです。

平成30年度に旧山川南部小学校の校舎を改装し、カフェ、食品加工室、シェアオフィスなどを整備したルフランの研修施設につきまして、利便性の向上及び利用者の増加を図る観点から、市内、市外の料金区別をなくし、シェアオフィス及び直売所の利用料などを変更するなど、現行の利用条件を緩和するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第20号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第20号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第21 議案第21号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第21. 議案第21号 みやま市葬斎場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第21号 みやま市葬斎場条例を廃止する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、坂田環境経済部長、松尾環境衛生課長及び関係係長などに出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本件は、令和2年4月1日に有明生活環境施設組合の有峰苑みやま柳川が新規に稼働することに伴い、市の葬斎業務を移管し、令和2年3月31日をもって瀬高葬斎場を閉鎖するため、条例を廃止するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第21号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第21号 みやま市葬斎場条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第22 議案第22号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第22. 議案第22号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第22号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、富重建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするものであります。県道の道路整備に伴うもの、開発行為などにより宅地造成された道路の寄附に伴う市道路線の終点の変更などにより、3つの市道路線を廃止するものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第22号の討論については、ただいまのところ通告があつて

おりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第22号 みやま市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第23 議案第23号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第23. 議案第23号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第23号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、富重建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものでございます。開発行為などにより宅地造成された道路の寄附を受けたものなど、4つの路線を市道路線として認定するものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第23号の討論については、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第23号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第24～第30 議案第28号～議案第34号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第24. 議案第28号 令和2年度みやま市一般会計予算から日程第30. 議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算までの7件を一括議題といたします。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。宮本予算審査特別委員会委員長、お願いします。

○予算審査特別委員長（宮本五市君）（登壇）

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第28号 令和2年度みやま市一般会計予算から議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算までの7件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が3月3日、9日、10日、18日の4日間、分科会は3月11日、12日、16日の3日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では、各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第28号 令和2年度みやま市一般会計予算規模といたしましては、19,577,000千円となっております。前年度と比較して1,282,000千円の増で、率にしてプラス7.0%で、住みたい、住み続けたいと選ばれるまちを目指した過去最大の積極型予算となっております。

令和2年度予算のハード事業は、最終処分地の2期工事や新ごみ処理施設に係る建設負担金など環境衛生関連施設への予算が重点的に配分されています。また、総合市民センター建設など、社会資本の整備を推進する予算となっています。

一方、ソフト事業では、第2子以降の児童・生徒へ給食費半額助成制度の拡充を行うほか、子ども医療費の公費助成をはじめ、総合的な子育て支援の充実を図るとともに、定住対策や観光振興に重点を置いた予算の配分となっています。

続いて、議案第29号から議案第32号までの4件の特別会計予算について申し上げます。

4つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ11,309,257千円とし、公営企業会計へ移行した3つの特別会計を除き、前年度対比150,830千円の増で、率にして1.4%の増となっております。

続いて、議案第33号 令和2年度みやま市上水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を555,782千円、支出の事業費用を528,039千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入を103,167千円、支出を340,557千円と見込んでおり、収支不足額の237,390千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

続いて、議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を709,636千円、支出の事業費用を697,399千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を579,721千円、支出を696,210千円と見込んでおり、収支不足額の116,489千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が令和2年度予算の概要でございます。

それでは、予算審査特別委員会の審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、全体的事項については、1. 予算執行に当たっては、引き続き最小の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。2. 税の徴収については、徴収率の向上に努めること。

次に、一般会計について、1. 国や県の補助事業を取り入れ、事業の財源の確保に努めること。2. ふるさと納税については寄附者に対し、みやま市のPRを推進していくこと。3. 移住・定住化の促進に向け、通勤定期利用支援金等の定住促進のための制度については、継続を検討すること。4. 総合市民センターの建設については、早期に予算内の執行をするよう努めること。5. 放課後児童クラブについては、緊急時にも対応できる組織強化に向け、一般社団法人との協議を進めること。6. 有害鳥獣駆除対策に引き続き取り組むこと。7. 6次産業化の取組を積極的に支援すること。8. 市橋梁個別施設計画に基づき、老朽化が進む橋梁の点検、修繕、補強等を適切に実施すること。9. 水門等の河川施設管理委託については、受益者への適切な支援を行うこと。10. 奨学金給付制度については、今後も引き続き充実した内容となるよう検討していくこと。11. 学校再編については、計画の進捗状況及び今後のタイムスケジュールについて周知を図るとともに、速やかな推進を図ること。12. 部活動指導員の活用に当たっては、活動の範囲・運用・安全面等に十分な配慮を行うこと。

次に、国民健康保険事業特別会計について、1. 国民健康保険税の改正については、市民へ分かりやすい周知をすること。

次に、介護保険事業特別会計について、1. 介護予防事業については、国、県の補助金を十分に活用し、事業の充実を図ること。

次に、用地特別会計について、1. 用地の確保が必要な事業については、先行取得による円滑な事業の推進を図ること。

次に、上水道事業会計について、1. 老朽化した水道管の更新を計画的に進めること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第28号から34号までの7議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行います。

先ほど3番の村上議員さんに着席のままと言いましたが、この予算については委員会付託でございますので、起立採決ではございませんでした。よろしく願いいたします。

まず、日程第24. 議案第28号 令和2年度みやま市一般会計予算について討論を行います。議案第28号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和2年度みやま市一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第25. 議案第29号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。議案第29号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第26. 議案第30号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。議案第30号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第27. 議案第31号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。議案第31号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第28. 議案第32号 令和2年度みやま市用地特別会計予算について討論を行い

ます。議案第32号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第32号 令和2年度みやま市用地特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第29. 議案第33号 令和2年度みやま市上水道事業会計予算について討論を行います。議案第33号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 令和2年度みやま市上水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、日程第30. 議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算について討論を行います。議案第34号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第31 閉会中の継続調査の申出について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第31. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年定例第1回市議会を閉会いたします。

午前11時32分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 荒 卷 隆 伸

みやま市議会議員 古 賀 義 教

みやま市議会議員 前 原 武 美